

(平成27年1月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

厚生年金 事案 4908 (事案 326 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 23 日から 33 年 9 月 10 日まで
前回の年金記録の確認申立てについては記録訂正が認められなかったが、私は脱退手当金を受け取っていない。支給した記録があるのであれば、会社が私に相談も無く手続したのだと思う。今回、当時の労働組合の関係者が当時の状況について証言してくれるので話を聞いて、ほかの女性社員の年金記録も含め、もう一度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間当時に勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされていること、ii) 申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年12月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立人に対し、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る事業所の当時の労働組合関係者を証言者として再申立てを行っているが、当該関係者から聴取を行っても、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、上記被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格

喪失日である昭和 33 年 9 月 10 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、かつ脱退手当金の支給記録のある者 26 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、25 人が約 3 か月以内に支給されていることから、当時、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられるほか、申立人と同時期に退職し、脱退手当金の受給記録が存する女性は、事業所を通じて脱退手当金を受領したと述べている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、支給決定当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったところ、申立人は、申立期間に係る事業所を退職時、再度、厚生年金保険に加入する気持ちは無かったとしていること、申立期間後の同被保険者期間については別の番号で管理されており、申立人が脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えられることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在している一方で、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。